大阪府温暖化防止事業活動表彰制度（おおさかストップ温暖化賞）について

資料４

**１．おおさかストップ温暖化賞について**

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、事業活動で排出される温室効果ガス等の抑制について、優れた取組みを実施した事業者には優秀賞（6者程度）を、中でも特に優れた取組みを実施した事業者には知事賞（１者）を授与している。また、昨年度より特別賞として、夏の節電期間に電気の需要の平準化についての優れた取組みに対して節電賞（数者）を表彰している。

**２．候補者選定方法の推移について**

・平成24年度まで：条例対象事業者のうち、温室効果ガスの排出量削減率の上位事業者より大阪府が選定。

・平成25年度：条例対象事業者以外の中小事業者も対象とし、応募形式を採用。

**３．選定方法の変更について（案）**

**（１）表彰の対象者**

|  |  |
| --- | --- |
| **変更** | 候補者を大阪府内に事業所を有する事業者又はその事業所とする。（変更前は事業者のみを対象）但し、事業所での応募の場合は、候補事業所で実施した対策を事業者全体へ広げる計画や方針を設けている等の根拠を示すものとする。 |
| **変更理由** | 事業所単位で優れた取組みを実施している場合も多いことから、事業所での受賞も可能とし、受賞候補の対象を広げる。 |

**（２）審査基準**

|  |  |
| --- | --- |
| **変更** | 審査基準を過去３年間の実績（年度毎の種類別燃料使用量）から前年度実績とする。（対策の内容については過去からの継続的な取組みも評価する。） |
| **変更理由** | 応募時に過去3年間の実績を提出させることは、事業者による負担が大きいこと（特に中小事業者）及び毎年度実施している顕彰制度であることから、前年度実績のみで評価する。 |

表　おおさかストップ温暖化賞の変更箇所のまとめ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現 | 新 |
| 対象者 | 大阪府内事業者全て | 大阪府内に事業所を有する事業者又はその事業所 |
| 審査基準について | 過去３年間の実績（過去からの継続的な取組みによる削減を評価。） | 前年度の実績（対策の内容については、過去からの継続的な取組みも評価。） |

**４．周知方法について**

　おおさかストップ温暖化賞の募集を行うにあたっては、主に以下の方法により、周知を行う。

　①府HP上での募集（報道資料提供）

②商工会議所や商工会を通して、中小事業者へ情報提供

③省エネ診断実施事業者へ情報提供

④ＢＥＭＳ導入事業者へ情報提供

⑤温暖化防止条例の特定事業者向けにメール発信

**５．スケジュール（予定）**

　10月下旬～11月下旬 　　候補者の募集

　 12月　　　　　　　　　 　大阪府担当者による現地確認・ヒアリング

　1月下旬までに　　　　　 温暖化対策部会において受賞者の決定

　2月16日　　　　　　　 授賞式

大阪府温暖化防止事業活動表彰制度要綱の新旧対照表

| 新（案） | 旧 |
| --- | --- |
| （目的）第１条　大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、大阪府内の事業活動における温室効果ガス及び人工排熱の排出抑制並びに電気の需要の平準化（以下「温暖化防止等」という。）に関し、他の事業者の模範となる特に優れた取組みをした者を表彰し、事業者名とその内容を広く公表することによって、温暖化防止等に関する事業者の意欲を高めるとともに、地球温暖化防止対策及びヒートアイランド現象の緩和対策の普及促進を図る。（賞の名称）第２条　賞の名称は、「おおさかストップ温暖化賞」（以下「本賞」という。）とする。（表彰の実施）第３条　大阪府知事（以下「知事」という。）は、本賞の受賞者を表彰し、賞状を授与する。（本賞の種類）第４条　本賞の種類は、大阪府知事賞、優秀賞及び特別賞とする。（表彰の対象者）第５条　大阪府内に事業所を持つ事業者又はその事業所（以下「事業者等」という。）とする。（審査の基準）第６条　温暖化防止等に関する取組み内容が次の各号のいずれにも該当し、他の事業者等の模範となる最も優れた取組みを実施した事業者等に大阪府知事賞を授与し、その他優れた取組みを実施した事業者等には優秀賞を授与する。一　温室効果ガスの排出量を着実に削減していること。二　~~過去３年間の~~温暖化防止等の対策の内容において、次に掲げるいずれかに、とりわけ優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。① 先進性　－　技術的に新しく、まだ広く普及していない方法を用いていること。② 効率性　－　コストパフォーマンスの面で優れた方法を用いていること。③ 有効性　－　確実な削減効果が得られるうえ汎用性に優れ、他の事業者等にも容易に採用可能であること。２　エネルギーの需給状況又は、社会・経済状況等を勘案して、他の事業者等の模範となる特に優れた取組みを実施した事業者等には、特別賞を授与することがある。第７条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者等については、受賞対象から除外する。一　大阪府物品・委託役務関係指名停止要綱又は大阪府建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止を受けている事業者等二　その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断した事業者等（受賞者の決定）第８条　大阪府環境審議会温暖化対策部会において、第６条及び前条に基づき、条例第35条の規定による顕彰の実施に関する事項等の審査・選考を行い、知事が受賞者を決定する。（事務局）第９条　本賞の実施に係る事務を行うための事務局を、大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室に置く。（その他）第10条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。附　　則この要綱は、平成１９年１２月２５日から施行する。附　　則　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。附　　則　この要綱は、平成２５年１０月１８日から施行する。附　　則　この要綱は、平成２６年　　月　　日から施行する。 | （目的）第１条　大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、大阪府内の事業活動における温室効果ガス及び人工排熱の排出抑制並びに電気の需要の平準化（以下「温暖化防止等」という。）に関し、他の事業者の模範となる特に優れた取組みをした者を表彰し、事業者名とその内容を広く公表することによって、温暖化防止等に関する事業者の意欲を高めるとともに、地球温暖化防止対策及びヒートアイランド現象の緩和対策の普及促進を図る。（賞の名称）第２条　賞の名称は、「おおさかストップ温暖化賞」（以下、「本賞」という。）とする。（表彰の実施）第３条　大阪府知事（以下、「知事」という。）は、本賞の受賞者を表彰し、賞状を授与する。（本賞の種類）第４条　本賞の種類は、大阪府知事賞、優秀賞及び特別賞とする。（表彰の対象者）第５条　大阪府内に事業所を持つ事業者とする。（審査の基準）第６条　温暖化防止等に関する取組み内容が次の各号のいずれにも該当し、他の事業者の模範となる最も優れた取組みを実施した事業者に大阪府知事賞を授与し、その他優れた取組みを実施した事業者には優秀賞を授与する。一　温室効果ガスの排出量を着実に削減していること。二　過去３年間の温暖化防止等の対策の内容において、次に掲げるいずれかに、とりわけ優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。① 先進性　－　技術的に新しく、まだ広く普及していない方法を用いていること。② 効率性　－　コストパフォーマンスの面で優れた方法を用いていること。③ 有効性　－　確実な削減効果が得られるうえ汎用性に優れ、他の事業者にも容易に採用可能であること。２　エネルギーの需給状況又は、社会・経済状況等を勘案して、他の事業者の模範となる特に優れた取組みを実施した事業者には、特別賞を授与することがある。第７条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者については、受賞対象から除外する。一　大阪府物品・委託役務関係指名停止要綱又は大阪府建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止を受けている事業者二　その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断した事業者（受賞者の決定）第８条　大阪府環境審議会温暖化対策部会において、第６条及び前条に基づき、条例第35条の規定による顕彰の実施に関する事項等の審査・選考を行い、知事が受賞者を決定する。（事務局）第９条　本賞の実施に係る事務を行うための事務局を、大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室に置く。（その他）第10条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。附　　則この要綱は、平成１９年１２月２５日から施行する。附　　則　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。附　　則　この要綱は、平成２５年１０月１８日から施行する。 |